2019.06.18. 第二期第 16 回選挙市民審議会議事録

衆議院第 2 議員会館地下 1 階第 5 会議室　15:00～17:00

出席委員　片木淳（共同代表、議長）
　　石川公彌子、岡﨑晴輝（スカイプ）、坪郷實

欠席委員　只野雅人・三木由希子（以上共同代表）、大山礼子、小澤隆一、北川正恭、
　　桔川純子、小林五十鈴、小林幸治、田中久雄、濱野道雄、山口真美

市民傍聴　3 名

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、志村徹麿、城倉啓、丸井英里

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓: では時間となりましたので、第 16 回の選挙市民審議会を始めさせていただきます。今日の議長役を片木淳共同代表にお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

片木淳 : はい、わかりました。今日はちょっと少数精鋭で詰めてやりたいと思いますけれども。岡﨑さんもよろしくお願いいたします。それでは早速、今日のプログラムに書いてあるとおりの順番に従って審議をしてまいりたいと思います。まず罰則規定改正案ということで、坪郷委員からご説明をお願いいたします。

坪郷實 : 今日お手元にある資料の新しく加えたところをゴシックにしたんですけれども、印刷上わかりにくいかと思いますが。まずタイトルのところに、「選挙運動規制の廃止後の」ということを付けました。「選挙運動規制の廃止後の罰則規定案――考え方と方向性」ということで、前回罰則規定案をなぜこういう形でまとめるのかという議論がありましたので、これまでの経緯を冒頭の部分に付け加えたということが、前回との大きな違いです。ですから内容的には変わっていません。

1、2 が始まる前までのところを加えたわけですけれども、最初は、第 1 期答申と書けば良いのかもわかりませんが。『選挙･政治制度改革に関する答申―21 世紀の選挙民主主義の確立に向けて』において、選挙運動規制の廃止を提言した。これには、「選挙運動期間が撤廃されること」、「戸別訪問の自由化」、「18 歳未満者の選挙運動の自由化」、「ローカル・マニフェクト頒布の自由化」（これは一部課題が残っているということですが）、「電子メールによる選挙運動の自由化」、「公開討論会の自由化と公営立会演説会の復活」といったものが該当します。こういった選挙運動規制の全廃によって、市民であれ、立候補者・政党・政治団体などであれ、選挙運動は自由化され、公職選挙法における選挙運動規制に関わるすべての罰則が撤廃される。従って選挙運動規制廃止後の新たな公職選挙法においては、市民及び立候補者・政党・政治団体などの選挙の自由及び選挙の公正を保障するために必要な限りで、「買収・選挙の自由妨害などの自然犯・刑事犯」（これは本文にある表現をそのまま使っていますが）、これに該当するものに限定して罰則規定を設けることになる。以下、新たな罰則規定の考え方とその方向性について、1、2 と編成をしていまして、ここは変わっていません。

2の罰則規定案の方向性のところでは、現行でも買収及び選挙の自由妨害などのいわゆる自然犯・刑事犯に関わる選挙犯罪の類型というものはかなり多岐にわたって規定されていますが、できれば構成要件は明確な形で、ある程度簡潔な形で整理ができればそうした方が良いのではないかということで①から⑤までの犯罪類型を挙げるということで、必要な限りとか、多岐にわたるのでなどという表現を一部付け加えているというところが変更した点ですので、この点についてはご審議いただければと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。前回に引き続きの審議なので、今ご説明がありましたように前回と比べて変わったところのご説明があったわけですが。前回の議論に戻っていただいても結構なので、何かご議論なりご質問があればご遠慮なくお願いいたします。城倉さん何かないですか。

城倉啓：確かにおっしゃるとおり「第一期答申」という言い方にするかどうかは全体の整合性の中で全部の答申を見ながら、初出でこの正式名にして、以下第一期答申とするという形が妥当なのかなと思いました。「新たな公職選挙法においては」というところも、新しい公職選挙法をという表現が前回審議会でも出てきていますので、第一期答申で新しい公職選挙法を我々は打ち出したんだと、こういう書きぶりになるのかなと思いますが。そのあたり細かいところですけれども全体を見ながら表現が変わっていくことがあるのかなと思いました。とりあえず私からは以上です。

片木淳：はい、わかりました。何かご感想がありますか、よろしいですか。そういうことで、今日決める必要もないんですけれども。一期答申、二期答申ですか言葉を分けると。それから、いよいよ公職選挙法の抜本改正なのか、新法なのかいろいろ議論もありましたけれども、新しい公職選挙法ですかねとりあえず、もうちょっと迫力ある言い方があればそれでも良いのですが。一応新しい公職選挙法という形で打ち出していくという2点。これは、皆さんそう異存はないんじゃないかと思いますが、そこの確認をしておきたいと思います。

私からちょっと全体的な話になるんですが、前回ご説明ありましたので大体それで良いのではないかと私も思いますけれども。全体の書き方で、今の二期答申の話とも絡みますが、この位置づけ、選挙運動規制の廃止後の罰則規定案と書いてあります。それからあとでご説明がありますが、今後の工程表ですね。ここらあたりもちょっと見ていただきますと、前にも出ていたんですが、選挙運動期間の撤廃の話に絡みまして公費負担の話ですね。それにまた絡んで立候補後選挙活動費用の上限規制、それと公費負担という今申し上げた、それとまた絡んで政党助成法も絡んでくるかなという今後の段取りになっているんですが。要は選挙運動規制の全廃、いろいろな項目がありますと。第一期答申では、主なものはピックアップしてなぜ改正しなければならないかということを、かなり懇切丁寧に説明して、変えるべきだという答申になっていますね。ただ、かなりまだ残っていると思いますね。細かいかも知れませんけれども。特に私が気になっていますのは、選挙運動規制の全廃についての全体を見たときの理屈付けと言いますかね、我々の公職選挙法に対する考え方から言って、どうしたいんだと、なぜそうしたいんだという、市民の立場で選挙制度を考えるとかですね。楽

しい選挙運動に、日本の選挙運動だけは妙に暗いのではないかという話もありましたけれども、そこら辺も含めて、なぜ選挙運動規制を撤廃するのかについて、もう少し哲学的な記述が要るんじゃないかと。哲学的と言いますか、理由をちゃんと掲げて細かいいろいろな項目があるけれども、文書図画の廃止などは一期答申ではあんまり触れていないんですよね。ネットの解禁の問題については触れたんですけれどもね。と言いますのは、質問の前に長くなってしまったんですけれども、そういう選挙運動規制全般の問題と、それから選挙運動期間の撤廃プラス選挙運動費用の上限規制、あるいは公営選挙の見直し、そしてこの罰則の問題、というのは一連のものだと思いますね。ここに表題にも書かれているように、選挙運動規制の廃止後の罰則規定ということですから、第二期答申の姿としては今言った 3 つを一まとめにして第何章として書くかどうかですね。そこら辺について、坪郷さんもお考えがあれば言っていただくし、事務局というか城倉さんの方で何か今までの流れで位置づけみたいなものはどうなっているのか、決まっていなかったかも知れませんが、ちょっとコメントいただければありがたいんですが。

坪郷實：今、片木さんが問題提起されたことの関連で、少しだけ私のところに関連付けてお話しますと。選挙運動規制の廃止後の罰則規定の場合でも、従来の買収や選挙の自由妨害などの自然犯・刑事犯に該当するものに限定して更に詳細な条文を検討した上で、整理統合をもっと進めたほうが良いのではないかというのは、ひとつは今の公職選挙法の条文の、罰則だけではないですけど、罰則規定を見ても市民が明確に何がやってはいけない選挙犯罪であって、何が OK なのかということがわからない。市民にとってわかりやすい罰則規定というものが必要ではないかということで整理統合ということを進めるということを書いていますし。必要な限りでとかという表現を使っているのは、そういう意味だということです。それで、選挙運動期間の撤廃のときに議論をした流れで言いますと、これまでは市民の立場・観点からの公職選挙法の内容の検討あるいは議論というのは非常に弱かったので、市民の目から見た選挙運動規制の廃止後の選挙のあり方、選挙制度・政治制度のあり方という点が強調されることが必要ではないかというふうには、まず思いますので、その点だけはお話しておきます。

片木淳：はい、ありがとうございました。城倉さん何かありますか。

城倉啓：私から応答いたしますと、ちょっとフライングですが資料番号「G」とついているものの見開きの部分 2・3 ページの中の 3 ページのところが、第二期答申の内容第三案を事務局から提起させていただいております。片木代表からのご質問に対する答えとしましては、「自由と公正のバランス」という表題にしながら、一番目に目的規定を書いているんですが。この目次立てそのもの・構成そのものも今日ご議論いただけたらというふうには思っています。おっしゃっている意味はよくわかるし、今、坪郷委員からもおっしゃっていただいた、その哲学的なる部分と言えば、例えば罪刑法定主義であるとか、あるいは民主政治というのが価値があるのだと、なので自由にするんだと、そういうことがあってのこの自由を侵す罪は許さんという流れになるかと思うので。何かこのあたりの目次立ての工夫で、おっ

しゃっている趣旨を汲めれば、第一期答申とのつながり、「はじめに」の部分で第一期とのつながりを書いたらどうかというふうに申し述べてはいるんですが、哲学的なる部分というのをどのあたりで載せると流れが良くなるのかなぁということを伺いながら。政党交付金を下のほうにして、新しい公職選挙法を機能させるためにで、ある意味関連法なので公選法ではないというようなくくりで外に出していますが。おっしゃった 3 つのことを一まとまりでいくのだと考える立場も当然あり得るので、これはちょっと頭の体操の問題として私たちとしてはこのような感じで、前回の議論を引き受けたつもりではあるんですけれども。ご意見をどんどん出していただけると、7 月 5 日の共同代表者会議で更に詰めていくということになると思いますので。今のところそんな感じです。

片木淳：はい、ありがとうございました。これもまた先走りますけど、今日の資料の「H」に後ほどご議論をしていただきたいということで、これは長い間の宿題になっていますけれども、公職選挙法の目的規定、そこにあります通り、非常に簡単に言いますと良いことが書いてあるんですよね。「日本国憲法の精神に則るんだと、それから公職選挙の制度を確立してその選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」ということで、戦後日本国憲法で出発して昭和 25 年公職選挙法、戦前からの縦割りの選挙制度をまとめて一本の法律にしたという当時の雰囲気もあったんでしょうけれども、ここにあります通り憲法の精神に基づいて、民主政治の健全な発達を期するとかですね。今読みましたように公明かつ適正に行われるということも書いてある。もちろん選挙人の自由に表明する意思によってというフレーズもあるということで、我々はこの立派な目的規定のどこが不満なんだと。何の哲学が違うんだということを、我々は打ち出していかないといけないわけですよね。この目的は良いんだけれども、内容が悪いというのが今の公職選挙法ですから。やはりこのままの目的ではそれぞれの選挙運動規制とか、そのほかの部分いついても直らないではないか。やはり大きな項目について改正する以上は、目的規定を変える必要があるという雰囲気で我々の審議は今日まで来たと思うんですね。今、坪郷さんからご指摘があったように市民という観点を入れるとか、楽しい選挙という議論もありましたね。スウェーデン・北欧の方では非常に楽しい、ドイツやアメリカでもそうですけど。楽しいと言うとちょっと語弊があるかも知れませんが、なんと言うか陰気な感じでやっていないと。日本はいつ引っ張られるかわからないからというので、市民というか近所の方が選挙で時々昔はよく買収されて、千円か一万円かわかりませんけど、包んだものを貰ってあとから大騒ぎになって、こんなことが公職選挙法違反だったんですね、警察沙汰ですかってびくびくする人もいたという話も昔はありました。今もあるのかも知れませんが。そういう状況の中ではなかなか活発な民主主義、市民から出発するような政治というものを行うための基盤であります選挙がうまく回っていかないということがありますので。これはまた議論もしていただきたいんですけれども、この目的規定をもうちょっと新しい角度を入れてね、市民というのもキャッチフレーズでしょうし、国民主権みたいなこともあるのかも知れませんね。そういう感じがしております。

何かご意見ありますか。

傍聴者Ａ：ちょっと意見を述べたいと思います。元都立高校教員で今は大学の非常勤講師をしています。「18 歳未満者の選挙運動の自由化」というところに関係してなんですが。18 歳から選挙権ということで、未満者の選挙運動ということについてですが、教育基本法の第 14 条に政治教育を尊重しなければならないという項目があります。そこでは政治的教養を尊重しなければならない。しかし一方で、学校の中での政治活動は禁止されるという項目があるわけです。政治活動とは何かと言うと、投票を促す行為と、あるいは政党に入れというような行為になるわけですね。ここの「18 歳未満者の選挙運動の自由化」というのは、よくわからないんですが。今、市民の選挙云々ということで申し上げるならば、私は今の選挙の民主主義の日本の体制の中では、市民に対する政治的教養が決定的に欠けているのではないかという気がします。だから選挙活動どうのということと同時に、市民に対する政治的教養という観点を一つどこかに入れても良いのではないかという気がちょっとしています。

片木淳：はい、ありがとうございました。この場でも何回か議論があったと思うんですけど。おっしゃる通りで、18 歳選挙権が実現しまして一番の課題は、若い方に対するこれから選挙権を行使するに当たっての基本的な政治的素養をね、これは総務省の審議会で立派な答申が出てドイツの政治教育、イギリスのシチズンシップ教育などを入れて、こういうものをやりなさいという答申が出まして、文科省と総務省が一緒になって、今の学校で高校現場ではご案内のとおり副教材が 2 冊か 3 冊配られて基本的な制度。それから私が評価しているのは、文科省の教育局長でしたか通達を出して、政治教育の前段で「政治とは何か」ということについて、民主政治というのは利害の対立だと。こっちの人がこうだと言ったら、こっちの人がいや私はそうじゃないというふうに利害対立をして、それをそれぞれ収めていくのが政治の本質だという趣旨のことを、その通達に書いたんですね、2 年ほど前に。その流れで一応学校現場では行われていると。ところが、おっしゃったように日本国民一般は、これは私も含めてそうなんですけれども、戦後政治教育を受けてないんですよ、全員、皆さんもそう。学校教育にないわけで。それで何かよくわからないんだけれども、先生方も妙に遠慮する。学校当局もそれは政治的行為だと言って抑えるということが長いこと来てですね、おっしゃったように教育基本法 14 条の解釈を間違っているんですね。してはいけないと言っているわけではないんですよ。むしろ政治的教養は大事だからやりなさいと言っているのを、日本は特に同じ敗戦国のドイツと比べて、ドイツは戦後まもなくからヒトラーを二度と出してはいけないというので、ものすごく熱心に今もそうですけどやっているのに日本はやっていなかったという反省に立って今行われているんですね。いろいろな議論をしていきますと、おっしゃる通りこの選挙制度の改革だけでは、制度をいじるだけでは、仏作って魂入れずということで機能しないということなんですね。それをどういうふうに我々が盛り上げていくか、こういう市民から出てきた審議会でいろいろな議論をするというのも一点ですし。おっしゃるように学校現場で若いときから教育する、それから一般の人に対して生涯教育・政治教育として主権者教育ということですよね。主権者なんだから主権者とし

てのやはり教育も要るということだと思うんですね。だからおっしゃるようなご指摘は、まだちょっと具体的な文章にまで我々も至っていませんけれど、今後そういう問題についての結論を出すときに、いくら制度をいじっても最後は国民の自覚だよということになれば、そこも入れていく必要があると思いますね。その一環として 18 歳未満についてもですね、やはりこどもの頃から積極的に良いじゃないかと、物がわかるんだから。ある程度の年齢そこもこれから議論しなくてはいけませんが、一旦は出してあるんですけれども、未成年者の選挙運動が今禁止されていますので、これは解禁してですね実践で身につけていくというか、わかっていくということが大事ではないかということだと思います。

傍聴者 A：18 歳未満の選挙運動が解禁ということになると、その多くは学校教育になるわけですよね、高校生とかね。そうすると学校の教育の中で「あの人に入れてください」「この人に入れてください」というような運動というのが、果たして良いのかどうかというのは、かなり議論のところだと思います。

片木淳：それは出てこないと思いますよ。

傍聴者 A：政治的教養の運動ということでまとめていくと、非常に上手くいくのではないかという気はします。

片木淳：学校教育で特定の政党に対して応援しようという教育はできないということは、前提です。その上で若い人たちが自分で考えて学校から帰ってきて、学校から離れた立場でやるのは個人の自由じゃないかという議論だと思いますね。

ちょっと待ってください、わかりましたけど話が横へ飛びすぎているから全体の流れの中で、それに応じた意見を言ってください。今おっしゃったようなことは、前に議論もしているし。するなという意味ではないですけれども。そこら辺を少し配慮していただけたらと思います。

では、岡﨑委員どうぞ。

岡﨑晴輝：公職選挙法の目的規定に話を戻します。一応自由という言葉は入っているんですね。ただ良くみると選挙人の意思表明の自由に限定されていて、我々が議論してきた「選挙の自由」というのが十分に表現されていないというふうに思いますので。ここをもうちょっと加筆してはどうかというのが私の考えです。いかがでしょうか。

片木淳：はい、その通りだと思います。具体的な案文はお互い考えることにしまして。

さっき申し上げた市民の立場とか、国民主権から来るというような流れで、今おっしゃった部分についての修正ということになりますと、何でしょうかね、「選挙人が自由に表明せる意思」、これは国際条約でも人権条約でも批准していて当たり前だということをここには書いてあると。案文はあとでも結構なんですが、もうちょっとご説明いただくと、この「選挙人の自由に表明せる意思」をもうちょっと広くでしょうかね。政治家も選挙人も自由に選挙活動を行った上でとか、そういうことでしょうか。

岡﨑晴輝：そうですね。坪郷さんの資料を見ますと、候補者とか政党とか政治団体の選挙運動の自由ということが書かれていますね。今の公職選挙法の目的規定だとそこが書いてな

いんですね。候補者とか政党とか政治団体、そこを含めて選挙とか政治活動の自由というふうな規定を考えると良いのではないかと思います。以上です。

片木淳：はい、わかりました。私も賛成です。案文はこれから考えていかないといけないと思いますけれども。貴重なご提言をありがとうございました。

城倉啓：別観点からよろしいでしょうか。自由と公正のバランスというような観点で言いますと、刑法の専門家の仲道さんがいらした時に、目的規定と罰則規定が平仄合わせているというか、これが保護法益であると刑法的に言えば。これこそ価値があるものなのであって、それを犯すことだけは許されないのだからという罰則の、だから罰則規定と目的規定は対応しているはずなんだという観点もありますので、自由で楽しいというような広げ方プラスこれに価値があるんだという打ち出し方、基本理念的なるものを書き加えていくと、私たちが罰則を残す理由が、若干のものを残す理由になるのではないかと思いました。

片木淳：はい、ありがとうございました。坪郷さん、できましたらちょっとコメントを。

坪郷實：関連で出たので、目的規定の中で「その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し」という表現がありますが。これの基になっているのが、国際人権 B 規約だと思うんですけれども。その中に「普通且つ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ」というのがまずありまして、その後「選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること」、おそらくここの一部を採る形にここはなっているのではないかと思うんですね。これまでの議論の中で、根拠となるような点を議論してきたときには、この国際人権 B 規約のものと、もう一つ日本国憲法の表現の自由もその根拠として挙げていたのではないかと思います。表現の自由が保障される。先ほど岡﨑さんからも発言していただきましたけれども、公職選挙法の中に市民の観点がないので、市民による選挙の自由が保障されるという点と、それから同時に立候補者や政党・政治団体、これはどういう形で入れるのかは難しいところもあるんですけれども、とりあえずこの三つで全体をカバーできると思ったので、選挙する側の者、あるいは選ぶ側は選ぶだけではなくてもっと自由な選挙運動に関われるようになるということで、大きな変化があると思うんですけれども。そういった両方を表現するような内容の目的を明確に書くことが良いのではないかと思います。ただ、罰則規定のところでですね特別刑法でやった場合には、目的規定があるのでそれから罰則も明確な形で解釈ができるということだったわけですけれども、この特別刑法のあり方がひとつはポイントになると思うんですね。罰則だけの法律としての特別刑法の場合だと、罰則だけに焦点を合わせた目的規定を作れば良いということになるんですけれども。今まで我々が議論してきたのは、選挙運動規制を撤廃した後選挙制度や選挙制度のあり方、どういう制度に変えるのか、あるいは政党や政治資金の問題についてもどうなのかという、かなり柱がいくつか立つような新しい公職選挙法を考えているとなると、それに合致した目的規定ということになると思うので。やはり新しい公職選挙法のある程度の内容を見当つけながら目的規定の議論をしていく必要があるのではないかというのがもう一方の点ですね。

片木淳：はい、ありがとうございました。城倉さん何かコメントありますか。
城倉啓：はい、そうですね。全体を見ないと目的が書けない、ただこれが第一期の議論でもそれでほう着していたといういきさつもあるので、確かに全体を見てから目的規定が出来上がるということはそうなんですが。少し睨みながら議論していかないと間に合わないという点もあるのかなということと。それと資料の作り方として、公選法と政治資金規正法と政党助成法を載せているのは、この三つに罰則がそれぞれあって特別刑法であるから、なので参考になるかなということです。私からひとつ質問させていただくと、次の議論とも関わるんですけれども、この坪郷案で残る部分あるいは言及されていない部分なんですけれども、選管のしてしまうかも知れない悪いことについての刑罰・罰則、このことについては私も詳しく知らないですけど、公選法にきちっと書いてあるものなんでしょうか。今回の対象となっているのかいないのか。というのは、太田さんが作ってくださっているものがありますので、それを対象とするかしないかという話があるだろうなという予測の下の質問です。
片木淳：太田さん、ちょっと紹介してください。
太田光征：今回私はですね、詐偽投票あるいは投票偽造、増減罪というのがすでにありますので、これの罰則強化を具体的に提案しようと思って来ました。
片木淳：ちょっと先走りますけど、配っていただいた資料だと
太田光征：お配りした資料では３ページの中ほど。４の上の（2）改善案のところにあります。第二百三十七条に詐偽投票などの罰則規定があるので、選管の投開票実務に伴う不正も多くの場合は結局これに帰着するのではないかと思いますし。今回の坪郷さんの文書の中にも当然詐偽投票の条項も残っていますので、これで結構対応できるのかなという気がしているところです。とりあえず以上です。
片木淳：はい、ありがとうございます。坪郷さんどうぞ。
坪郷實：選挙犯罪については、日本でもこれまでの議論の経過でかなり古い議論まで遡るとですね、選挙犯罪について詰めていくには憲法学者と行政法学者と刑法学者の三者のチームを作って議論をしないと詰められない部分があるというのが、流れとしてはひとつあると思うんですね。それと行政内部でのいろいろな問題点があれば、その行政内部での処分の仕方があると思うんですね。それまでを含めて公選法に入れる必要はないと私は思っているんです。公選法では、ある程度共通するような条文で罰則規定を作っておいて、それを適用していけば良いと。詐偽投票に関わるというようなところであれば、それに該当するという形でやっていけば良いと。この罰則規定というのは、色々な新しい事例が出てくると思うんですが、枝葉分れして複雑怪奇なものにするのではなくて、できるだけ明確なすっきりしたものにして適用していくという方向は維持しながら対応するということが必要ではないかと思いますので、できれば限定的な議論を積み重ねていくということから始めるのが方向性としては良いのではないかと思っています。
片木淳：後ほどの議論になるんですけれども、太田さんが今説明されたひとつの問題点というか、問題意識としてあるのはですね、選管とかが細かいところで色々悪いことをする人も

見逃すわけにはいかないということで、後からまたご説明があるんですけれども。そういう犯罪の刑罰を重くして取り締まるということも議論しなくてはいけませんが。仮にそういう必要性があるということになった場合には、坪郷さんの今日の案の中ではどうする形になりますか。刑罰として書くとすればですね。

坪郷實：そうですね、この類型の中の不正投票や、選挙結果の不正操作、あるいは選挙人名簿が関わっていれば選挙人名簿の虚偽記載とか、あるいは選挙の自由妨害など、内容によってどこかで適用するということは可能ではないかと思うんですけど。

片木淳：はい、わかりました。太田さんもご指摘された⑤あたり中心にこの中に具体的な話として入れていけば良いだろうというご理解ですね。とりあえず、それは良いということにして。ほかに何かご議論ございますか。今、全体的な形として私からも問題提起したんですけれども、工程表の 3 ページのところに第二期答申の内容の事務局案を作っていただいて、本命的には自由と公正のバランス、こうなるのか、公職選挙法の先ほどの目的規定をもう少し考えるという話でまた詰まってくるだろうと思うんですけれども。1 が新しい公職選挙法ということで打ち出す。その中に選挙運動規制の撤廃もあれば、立候補後の選挙活動費用の上限規制を入れていくとかその規定、今議論になっているものを入れていくという、一まとまりのものを新しい公職選挙法という事で打ち出すと。それから 2 番として新しくできた体制をバックアップするような形で、別の法律になるんだろうと思いますが、そこにありますように政党助成法、請願法の改正の問題、国民投票法の改正も大体煮つまりましたけれども、岡﨑さんからご提案いただいた抽選制ですね、特に岡﨑さんが翻訳されたベルギーの学者の「選挙制を疑う」という本が非常に話題になっておりますので、そこら辺を加味した提言をできないかということを入れていくという全体の形になるのではないかという事で議論しているんですけれども。ほかに何か気が付かれたところ、あるいは質問があればお願いしたいと思います。石川委員、第二期答申では一期との関係でどういうふうに持っていくかということも頭に入れながら今日は議論しているんですけれども、何かありましたらお願いします。

石川公彌子：今来たところなので、話が重複してしまったら申し訳ないんですけれども。巷では衆参ダブル選挙がある・ないと騒ぎになっていまして。先日所用で世田谷区の選挙管理委員会に行って来たんですね。その時にちょっと雑談をしていまして、ダブルになったらどうするんですかという話をしたんですね。そうしましたら、実は現場でも比例の違いがわかっていない人もいっぱいいるのでミスが起こりそうでまずいですという話をされていて。だからうっかりっていうミスというのと、あえて確信犯的なミスというのと、その辺をどう分けていくのかという、現場が萎縮してしまったらまずいんだろうと。立会人なども、そんなに罰則があるんだったらできませんという方が増えたりすると、現場レベルだとかなり困るのかなという感じがありまして。現場を萎縮させないというところで何か盛り込むということは可能なのかどうなのか。運用面の問題になるとは思うんですけれども。ちょっと伺ってみたいなというふうに思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。現場を萎縮させないという話ですけれども。若干萎縮させる方向の議論を後からしますので、そのときにもまた議論していきたいと思います。確かに急に言われるとね、私も選挙部長をやっていて、官邸方面から選挙どうなんだと、事務的にできるのかどうかを聞かれることがあるんです。というのは、衆議院は解散ですからね。しかし、解散してすぐこの日にやれと言われても、全国の選管諸君がやれるわけがないので、そこははっきり言わないといけないですね。そこはかなり技術的な問題が政治的な動きと密接に関連してくる部分があるんですね。全国の市町村選管の職員の方は非常に苦労されてやるわけで、その問題ももしどこかに書けるのであれば書く必要があると思います。ただ、ダブルと言ってもたいしたことはないので、あとは知事選と市町村長選とか色々なものがダブルどころじゃない重ねたものを、ある一日でやるということも過去何回もやっていますから。選管のほうも中核になる職員はそこら辺はしっかりしていると思いますけども。人間のやることだし、かと言って、選管を常時充実した体制にしておくことは、なかなかこの財政難の中で理解を得られない面もあるんですね。ですから応援部隊をみんな呼んで、やってもらうということになるとおっしゃるようにミスが非常に心配になるということでございます。余計なことを話しましたが、後ほども議論したいと思います。

それでは、坪郷さんの今日のご説明は大体ご了承いただいたということで。もちろん文章にしていくにあたっては、また詰めるところも出てくるとは思いますけれども、一応これで大筋了解ということでよろしゅうございますか。何か特に質問等がございましたらお願いいたします。

傍聴者 A：良くわからないんですが、出口調査の事前公表に罰則をすると書いてあるんだけれども、この辺の趣旨がもうちょっとわからない感じですが。

坪郷實：これは、日本のものではないので。海外の事例を挙げただけですので。日本の場合も現行では一般の世論調査の形をとれば公表はできます。例えば新聞社・テレビ局がやっている世論調査は選挙前でも公表するわけですけれども。一応投票の形をとった結果は公表できないという形になっているんですね。ただこれも内容的に果たして明確に区分できるのかどうかという、色々な問題があるのでこういう人気投票というのは、日本では言われている表現ですけれども、人気投票の公表についてどうするかというのは別途議論が必要だろうという議論はしましたけれども、ここでは書いていません。ただドイツの事例を、ここは出口調査、出口調査というのは選挙当日に新聞社が開票所のところでやっているものですね。これはほぼ選挙結果に似たようなものが出てくるので、やはり途中で公表することはまずいということで公表しないという措置がとられているということですね。こういう事例を紹介したということに今回はとどめています。

片木淳：はい、ありがとうございました。今のご質問に関連すると、行政犯的なものだけれどもそういうものが必要になる可能性もあるということですかね。

坪郷實：それも詰めた議論が必要でしょうけど、選挙管理委員会の中で起こったことをどこまで新たな公選法上の罰則規定に適用するかどうかというのは、それぞれの事例によると

思うんですね。あまりにもひどい事例は適用が必要でしょうけど。むしろ行政内部でできることは対応すれば良いのではないかというふうに、基本的には思っています。

片木淳：今のは、選挙管理委員会内部ではなくマスコミですよね。それは自然犯的に入れる余地があるということになりますか。

坪郷實：現行でも非常に規定自体が人気投票ということについては明確ではないので、私は個人的な見解はこの規定は必要ないのではないかと思うんですが。ただこれは議論があるかもわかりません。議論の余地があれば議論をして結論を出すということは必要だと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。ご意見・質問があればどうぞ。

傍聴者 B：私は質問というよりはディスカッションのつもりで出てきたものですから、

片木淳：すみませんが、一般的な議論をしている時間がないので、この流れの中で何かあれば、それに引っ掛けて質問なり議論をしていただきたいんです。

傍聴者 B：では、選管についてですね。私は、現場にいて開票所に行ったり、選挙運動色々関わってきました。選管にも電話をしたり色々なことをやってきたわけですけれども。頭から信用していません。どういう任命制なのか。今の政権を見ていますと、何もかも信用できないと私は思っているので

片木淳：わかりました。ちょっとその話は次に出てくるので、次に質問してもらえますか。じゃあ、今日は時間がないので切ったような形で申し訳ないのですが、次の議題に行きたいと思います。審議の進捗にはご協力をよろしくお願いしたいと思いますが。選挙管理実務、今ご質問でも触れた点ですけれども、太田さんからよろしくお願いいたします。

太田光征：はい、ありがとうございます。私も事務局にいる立場上、今期の答申のどの目次立てに入れ込むかということが、当然頭にあるんですが。元々私がこの問題を取り上げたのは、やはり選挙は当然公正でなければならないし、投票の民意が正確に反映されなければならないという中で、度々新聞でも選挙投票実務の不正が報道されていますので、そこにメスを入れたほうが良いのではないかということで提起させていただいております。

今日用意した資料は、昨年末にお配りしたものと比べて大きく変わっているのは、3 番と最後の 6 番だけでありまして、そのほかはほとんど変わっておりませんけれども。今日新たにお見えになった方もいらっしゃいますので、簡単にざっと全部説明させていただきたいと思います。

では 1 番からなんですが、これは選挙のたびに何が有効票で無効票かが選管ごとに違っているという状況があります。私も選管にいろいろ聞きまして、ある選管の方は投票の有効無効に関して統一的な判断基準があったほうが良いですよとおっしゃる方もいます。現状では、地方財務協会が発行する「投・開票事務ノート」にある過去の裁判所の判例に照らしていちいち選管ごとに判断するという状況にあります。これが選挙沙汰になったりするわけですよね。私も何らかの統一的な判断基準があったほうが良いと思いますし、あとは根本的には自署式を改めて記号式に変えたほうが良いだろうというのは、前回もお話しました。

2番目ですけれども、これは2007年市川市での事例があったことですが。選挙の効力に関して度々異議の申し出があるのですけれども、再選挙をするとなった場合に日程がなかなか決まらないという事態が起こっています。再選挙までに時間がかかりすぎではないかと、市川市選管に質問したんですけれども、丁寧に異議申し出に対応しているので再選挙が決定するまでに3ヶ月以上かかったという説明を受けまして、それなりには納得しました。ですので、こういう異議申し立てがそもそも出る理由も選挙投開票事務の透明性・公正性に疑義が生じている状況が前提にありますので、そこを抜本的に改善しないと同じような問題が出てくるということで、3番以降に話がつながるわけですね。

3の選挙実務の不正ということで、奇しくも、今日6月18日に滋賀県甲賀市の白票水増し事件の裁判の報道がありました。判決自体は昨日ぐらいなんでしょうかね。今日報道を見て、結局この犯罪をした人の判決は執行猶予でしたね。どういう事件かと言うと、投票者の数が開票数を上回ったので何とかしようということで白票を水増ししたんですね。そして投票日の翌日に驚いたことに開函後の空き箱置場で未開票の箱がひとつ発見されたんです。しかもその箱は解錠されていた。私は非常に不思議だと思ってですね、鍵を開ける担当の人というか、権限のある人は限られた方だと思うんですけれども。その方が一体何をやったのかということなんですね。検証委員会が設けられて、再発防止委員会も設けられて、今年の2月に最終答申が出たんです。一応検証があるんですけれども。未回収の箱の鍵が開けられて、空き箱置場に会ったという、要するに誰がそんなことをやったのかというのは明らかになっていないんですよ。不思議な検証結果だなというふうに思ってですね、杜撰な開票事務の例を挙げているんですけれども。一番最後の（オ）などはですね、確かに今回の選挙というのは、衆参の選挙と市議会選挙と国民投票ですね、この4つが重なって大変だったとか台風が重なったとか、色々言っているんですけれども、これは選挙管理能力の不備を露呈する単なるい言い訳だと思うんですね。ひどいのは、（エ）にありますけれども、誰がどの投票箱を担当するのかさえ不明確だったんですね。これでは選挙管理が杜撰になるのも当然だなと思うわけなんです。2に検証結果の不適正処理の概要ということで、一部抜粋しました。下線が引いてある箇所「未開函の投票箱がないか探すよう2人（誰であるのかは特定できなかった）」本当なんですかねと思うんですよ。「未開函の箱の探索をやめるにあたり、誰から、どのような言葉をかけられたかは、皆の記憶が曖昧で、明らかとなっていない」こんなことあるんですかね。2ページの最後の4にありますけれども、結局にここに行き着くんですね。「投票箱の数が 400 個と非常に多くなってしまった事が、開票事務において重大なミスが生じた原因の一つと考えられる」ということで、結局「投票区の編成も検討課題のひとつ」。要するに投票箱を減らすということに行きついてしまったんです。3ページの上の（5）にあるのは、外部の防止委員会の答申を受けての選管の文書なんですね。ここでも答申を受けて投票所を減らすことを検討したいという結論になっていて。私は政治腐敗を防止するためにということで、政治改革が議論された1990年代初頭の小選挙区制導入の経緯を思わず思い出してしまうくらいで。なんで投票所の削減に結論付けてしまうのかという、そこが不

信感を持っているところです。で、検証結果とそれを受けての選管の改善の取り組みの対応を見ても、やはり気が緩んでいるというかそれ以上の不誠実なところを感じざるを得ないので、現状がこうであれば罰則強化もやむを得ないのではないかということで、（２）の改善案のところで、罰金の強化、引き上げくらいはやっても良いのではないかと。今回の裁判の結果も執行猶予になってしまったわけですから、何らかの抜本的な対策を採られるまでの間はとりあえず罰則の引き上げくらいはやむを得ないという気がしているところです。

４番の選挙公報なんですけれども、私は千葉県の松戸に住んでいますが、ここでは全戸配布が実現しておりません。隣の市川では全戸配布が実現しているんですけれども、今朝松戸市の選管に選挙公報を全戸配布できない「特別の事情」は何ですかとお聞きしたところ、公選法の逐条解説に大都市などの人口移動の激しい地域での職員による配布が困難なことが「特別な事情」として挙げられているそうなんです。私の聞き間違いでしょうか、選挙公報というのは業者が配るわけですから、別に職員が一人ひとりが歩いて配るわけではないので、何も不都合はないと思うんですが。こういうのは「特別な事情」にあたらないと思います。私たちの第一期の答申でも点字広報の義務化は提言されておりますので、同じように選挙公報も全戸配布を義務化したら良いのではないかというのが、前回からの同様な提案であります。

５番目の障がい者の方など参政権の行使が困難な者への公的補助の拡大ですけれども、これは具体的なことの提案はないので、前回とほとんど変わらないです。未だに障がい者団体の方が、政見放送に手話通訳をつけてくれと、字幕をつけてくれと訴えなければならないくらい、確かに総務省も検討会を作ったりしているんですけれどもスピードが遅すぎますよね。ということで、前回と同じような感じですけれども、もっと議員の皆さんもこの問題に関しての取り組みを強化していただけたらと思っているところです。

最後です、これは不在者投票の問題なんですけれども。例えば 2011 年静岡県清水町議会銀選挙で、これは何らかの施設でしたよね。不在者投票所で投票立会人が投票を偽造してしまったという事件が起きました。こういう事件を受けて、いわゆる外部立会人制度ができたはずだと思うんですけれども。この外部立会人制度がほとんど活用されていない現状がありまして。こういう現状にある中で、これも同じように投票偽造を防ぐために罰金の引き上げもやむを得ないのではないかと。根本的な対応がとられない間は、少なくとも罰金の引き上げくらいはやったほうが良いのではないかなということです。ただ根本的には、不在者投票の制度な訳ですけれども、例えば第一期答申にもあるように移動投票所のようなものをもっと充実させれば、不在者投票の必要性もなくなるのではないかということで。やはり不正が起きないような多様な投票方法を認める方向での提言というのを、第一期もやっているわけですけれども、引き続き今期も提案したら良いのではないかなということです。で、びっくりするのは期日前投票というのは、自分の好きな日時に行けるわけですよね。投票日一日だけじゃなく、余裕を持って準備して行けるんですけれども。そういう場合でも入場整理券を持参しない場合でも期日前投票ができてしまうと。しかも身分証を提示する必要が

なかったりするところもある。これは不正を生む余地があるので、少なくとも期日前投票の場合であれば、入場整理券がない場合は身分証の提示くらいは義務付けたほうが良いだろうというのが、私からの提案です。とりあえず以上です。

片木淳：ありがとうございました。お待たせいたしました。何かあれば名前を名乗って質問してください。

傍聴者 B：先ほどの話に戻してよろしいですかね。選挙管理委員会、そもそも私は色々選挙に立ち会うというか色々やってきて全く信用していないんですね。今の内閣と一緒で。御用委員会じゃないかって元々思ってたんですけども、どういうところで推薦あるいは任命されたりするんでしょうかね。私は立会所に一昨年の柏ダブル選挙ですね、解散総選挙の時に居たんですけれども、まあ何と杜撰で出入り自由な所だろうと思いました。色々写真を撮ってきましたが外には恐ろしくて出せないような写真は持っています。それで選挙の前はあえて地元選管に電話をかけてこれで良いんですよねって確認をあえて、私たちは疑ってますよというアピールのためにかけてます。投票所に行くとそのように行われていないことがいっぱいあるんですけれども、どういう方たちがこの選管になられているんでしょうか。

片木淳：その前に何が問題なんですか、選管の。問題にされていることは何を指摘されたいわけですか。

傍聴者 B：不正ということも疑っておりますけれども、不正以前に投票率を上げたくないというのが見え見えで行われたことがあります。例えば横浜。二年前ですかね、市長選挙。伊藤大貴でしたっけ、若者がカジノよりも学校に給食をとか。これごっそりと、横浜市ですかね、団地一つ丸々選挙があるよという公報が行われていないことが分かって選挙終わって開票の後に選管が七八人立ち上がって頭を下げたのをニュースで流れました。宮城県青葉区もそうでした。熊本の何地区でしたっけ。後から選管が立ち上がって謝ってそれがニュースに出ても再選挙されるわけじゃなし、費用の問題もありますしね、度々こうやって疑われているのに選管はあえて抜け目なくというか抜け落ちて投票率を上げないようなことをするのかなと私は思っているので、ちょっと。

片木淳：わかりました。選管というのは今話しあったように全国的に色々不祥事は起こってるんですよね。だからここの審議会では、それはどういう原因で起こってるんだろうかと。疑ってるだけじゃ話は前に進まないんですよ。だから事実としてどういうことがあって、それはどういう原因によって起こってるから、その原因を除去したら解決を少しでも前に進むんじゃないかという、そういう建設的な議論をしないとね。単に疑ってますというだけでは世の中通らないですよ。そういう意味でやってますから。はいはい、どうぞ。

傍聴者 A：私も選挙立ち会ったこともあるんですが、投票の読み取り機を使うと非常にいんちきだという今おっしゃったような信頼性が薄められるということそのものが投票率に関係しますから、このことが民主主義の根本ですから、信頼が持てる、疑いだけじゃなくて、疑われるっていうこと自身がやっぱり民主主義の根幹に関わると思いますよ、それは。

片木淳：それはその通りですね。

傍聴者 A：ですからやっぱり信頼の持てる、そういう選挙っていうことで言うと開票っていうことをどうしたら確保できるのかということはやっぱり議論していくことが大切だと思います。

片木淳：それはどういう事実に基づいてそれをやっていくかっていう議論も太田さんがやっているんで、ちょっと聞いておいてください。太田さん、今のお二方からお話ありましたけど何かお答えがあれば。

太田光征：要するに私の考えがやっぱり総務省なんかが音頭を取ってこれが決定版だっていえるくらいの投開票マニュアルを全国統一的なものを充実させて、それに基づいてやって疑問が持たれないような投開票実務を実現していくということに尽きるんだろうと思います。今は各選管がばらばらに個別対応でやってるだけで例えばビデオ撮影なんてのもどこでもやった方が良いと思うんですけど多分それは全国でやっているわけではないんだろうと思うんですね。だからこういう良い事例がたくさんありますのでどんどんどんどん採り入れていく。しかもこれを全国の統一的なものを作っていくという方向でやっていって欲しいんですね。

片木淳：はい、石川さん、先ほどちょっとお話しあったんですけど何かありましたらどうぞ。

石川公彌子：はい、私なんかは現場の選管の方にはかなりお世話になっている方なので、本当に現場の方はしっかりやってらっしゃるなっていうのは大前提としてあるんですね。今回も休日出勤なんかをされている職員の方が多くて、ちょっとお話を伺うと「いやもう参院選終わるまでは代休取れません」とかっておっしゃっている感じで、本当に私は一生懸命やってらっしゃると。もちろんこういう一部の事例でやらかしちゃったりするって方はいらっしゃるけれど、大多数の方は真面目に働いてらっしゃるっていうのは大前提で申し上げておきたいんですね。その上でなんですけれども、結局選管ってすごく可哀想だなと思うのは、左の側の方からは何か不正投票に組織的に関与しているみたいな疑いの目で見られ、右の方からは残業代とかむしり取っておいしい思いをしてるみたいな形で疑われて、結局はどっちからも責められた結果どこに行くかっていうとコストが無駄だから投票所を減らせとか投票箱減らせみたいな話になっていくっていうのは、非常に選挙に関わる人だけじゃなくて有権者にとっても投票の機会が制限されていく可能性がありますから、そういうコストを削減すれば良いとか、闇の組織だみたいな前提を本当になくしてほしいなと私は思うんですね。それはまず前提としておいて、あとちょっと郵便投票について伺いたいんですけれども、実は結構私の住んでいるご近所さんも高齢化をしてきまして、投票所に行けない、期日前投票所にも行けないんだという方が非常に多くて。でも投票したい、どうしたら良いんだろうということ、相談をかなり受けるようなってきました。老老介護なので介助者が投票所に連れて行くことすらできないというようなお宅が結構多くて。郵便投票がしたいんだと相談を受けるんです。これハードルが非常に高いんですよね。障害者手帳を持っていないといけないとか。あと要介護５じゃないとダメなんだっていうのがありまして、要介護５っていうのは現場の感覚からしても、要介護５の方ははっきりと投票の意思表示ができる

んだろうかという疑問もありまして、やっぱりこれはもう高齢化社会ですから、ハードルをもっと下げるっていうことが必要なのじゃないかなという風に思いますので、その辺りについてもちょっとご意見伺えればと思います。

坪郷實：その点は、第一期の時も議論しましたし、前回の太田さんの報告の時にも私は発言しましたけれども、むしろ海外では一般的な郵便投票制度というのは導入されていてかなり利用されていていますので、選管の事務が非常に多いということも含めて、一般的な郵便投票制度を導入するという提案をするというのは一つのやり方ではないかと。太田さんが言われていたように、今の記名式ではなくてチェックを入れる形での投票用紙に変えるとかなり、いくつかの具体的な提案をすれば、改善される部分もあるのではないかということを私も思います。

片木淳：電子投票、まあ地方選挙から始めて実験的にやったんだけど、コンピューターの夏の暑い中でのミスが起こって選挙は最高裁でもういっぺんやり直せと言われて、それからちょっと頓挫してるんです。だから本当は電子投票、国政選挙にも入れてやれば間違えが怒らないし、今日議論されているような誰の名前か分からない、おかしいじゃないかという透明性がないところもまた改善、ビシッと改善してくるわけですね。それからもう残業もしなくて機械に入れたらさっと答えが 15 分で出るとかね、そういう話になってきますのでね、究極はそこですし、アメリカあたりではインターネット選挙、アメリカだけじゃないですね、ヨーロッパもやってますんでね、ネット選挙をやるという方向もあることはあるんですね。いつも皆さん議論されているように、早くやれということと公正にやれということ。またややこしいことを裏でやってるんじゃないかという議論が出てくると、きちっと裏取れということになると密室で病院の中で投票して何してるか分からんというようなこと。これをやると立会人を入れないといかんとなって、今度はまたそれは逆の方向になってくるというような、中々難しい点がありますけれども、坪郷さんおっしゃったように、前回第一期答申では、これは団体の方からもここへ来ていただいて相当綿密な報告もしていただいて、我々は書いているわけですね。障害をもつ人の参政権保障問題。ご指摘のようにこれ中々進みが遅いというのは障害者団体の方々も言ってるんですけれども、一応我々としては整理をして相当細かく書いてありますので、それを参照していただいて二期の中では何かそこら辺についてどのような手があと残っているかということですね。それについてもうちょっと具体的な提案をしていくべきじゃないかという風に思っております。

それで議論を先に進めますと、太田さん、これを中身については具体的に文言で書いていくことになるんですけども、さっきの議論なんですけども我々の答申の、城倉さんが用意していただいたやつのどこに嵌めますか。どういう感じでイメージされていますか。

太田光征：そうなんですね。審議会に最初お示しした案では民主主義、民意の反映というので結構盛り込んでいて、それではダメですよってことになってたんですけども、要するに民意の反映という観点で公正な投開票実務を行いましょうということなので、今日の案では民意の反映というのがなくなっちゃってるんですけども、どこかに民意の反映も入れとい

た方が良いのかなと思っております。

片木淳：はい、わかりました。城倉さん、何かその辺、イメージというか、ありますかね。

城倉啓：ちょっとイメージが無いのでどういう風に入れたら良いのかについては、みなさんでと思います。それと大きな構えとしては、一期と同じことを書くのかどうかということを決めていただいて、書くのならどういうものが該当するのかということでしょうし、書かないんだったら同じことはなるべく重複しないということになるっていう考え方の問題を少し整理してもらいたいです。

事務局として、ちょっと思い出したのは、罰則との関係では先ほどの 237 条は書き込めるなということは確認されたなと理解しております。それと例えば市川市の事例なんかも我々決選投票を謳っておりますので再選挙については考えないという考え方もありうるわけでしょう。と思うんですね。記号式のこともしもし障害者の参政権のところで書いてないんだったら書くということもありますけれども。あと、私もわざとでないものについてなるべくミスが起こらないような制度を作るという観点で言いますと、先ほどのご指摘あった、いらっしゃらなくなったけど、公報がなされていなかったじゃないかということも、もしかすると選挙運動期間が余りにも短いことに起因するんならば、我々は期間を撤廃すると言っているので、そこでわざとではないという理解にさせていくということも大事だろうと思うんですね。あと四つの選挙と台風対応が重なったという言い訳とかもそうなんですけれども、例えば似たような制度にすれば分かりやすさになったりとか、同時期にならないような工夫みたいなものを今後の展望みたいな形で書いたりとか、そういう何て言うんでしょうね、改正提言が盛り込まれていって前向きになっていくような書きぶりが私のイメージですけれども。ここで提起されている事柄は非常に重要で市民感覚でおかしいじゃないかという発想はすごく大事だと思うんですよね。折角傍聴来ていただいて「問題だ」って言ってくれてるんだから。その問題意識を引き受けるんだけれども、施行細則で、例えば総務省の話で言えば、施行細則で行くんだったら公選法改正ではないですから、何かそういったうまい仕分けをした方が良いのではないかと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。私もちょっと太田さん、全体的に感想を言わせてもらうと同じような感じを持ってましてね、一つは、これは私がそういう聞き方をしてる、受け止め方かもしれませんが、罰則で強化して、はっきり言えば刑務所入れれば良いじゃないかというのがちょっと強権的すぎて、やっぱり城倉さんもちょっと触れられたと思いますけども、そういう問題が起こっている原因を事実として確認して、そしてどういう解決策を持ってくるのかというところのことも議論しておかないとちょっともちにくいかなというのが一点ですね。

それから個別の話は色々議論したいところがあるんですけれども、例えば今議論にあった選挙公報の配付の不平等性っていう問題ね。これ全戸配付を義務化すべきだって業者にやらせれば良いじゃないかと、職員というのはおかしいということだけど、じゃあミスが出たらどうなるんですかね。何軒か配れなかったと。ありえますよね。今悩みはだいたい新聞

を取らない人が多くなったから新聞折込ができなくなってね。できない、それは残りますわな、たくさん。ちょっと細かい問題ですけど、そこら辺は太田さん、どう考えていますか。全戸配付を義務化。

太田光征：それはしょうがないですね。漏れは。

片木淳：ほっとくというんですか。刑罰やらないの。

太田光征：それは刑罰なしでしょ。

片木淳：ということは努力義務で、全戸配付をしなさいと書くということか。

太田光征：それぐらいしかないと思いますけどね。例えば、まさにこの逐条解説が結構お墨付きになっているようなので、これも要するに法改正じゃないんですけども、全体としてこういう解説書もやっぱり不適切だろうと思いますので、何も私も罰則強化だけが主眼じゃなくて当面、問題の現状がある中であんまり改善が進まないんであれば、当面罰則強化もやむを得ないんじゃないかなって、消極的な姿勢ですかね。積極的に罰則を強化すれば、何でも解決するって考えてるわけじゃないですね、はい。

片木淳：いや、何かそういう風に受け止められるんじゃないかっていう感じが私はしましてね。安易に罰則罰則と言うと、ちゃんと詰めて考えてないんじゃないかと。すぐ罰則の方に飛びついてるんじゃないかと。頭の整理は楽だけれども、整理と言うか楽な結論の出し方かもしれないけれども、中々これは、我々がいるのはもっと人間というのはそうじゃないでしょ、行動が。だから事実を掴んで、なぜそういう行動に行っているのかっていう原因を見つけて、ああこういうところを無理させてるからこうなってるんだなとか、何かそういう全般の議論の中から因果関係を追求して、ここを取り除けばこういう風に解決するっていう議論がまずあって、それで本当にまあぎりぎりやむを得なきゃあ、まあ罰則でもかけて気合入れるかということになるんじゃないかと思います。そこのあれが、まあ書き方の問題でもあろうかと思いますけども。はい、どうぞ。

城倉啓：ですから 237 条のみが太田さん言及されているけれども、もしかすると 227 条・228 条という、坪郷さんが残すと言っているこれも、おっしゃっている事例が絡んでくるのかなともちょっと思うんですね。そうなってくると「これは残す理由になりますよ」ぐらいな言及で良いのかもしれないと。色んな事例があった時にですけれども。書きぶりの話です。

坪郷實：罰則規定とも関係はするんですが選挙管理委員会の関連で色々起こっている問題に対する対応として逐条解説自体が問題だという指摘がされたところからも言えるんですけれども、総務省で統一基準を作ればそれで終わりではやっぱりないと思うんですね。総務省で色々な事例を積み重ねて統一基準を作っていくということは必要なんですが、それをやるためには自治体ごとの選管がやはり良い実践、選管の良い実践例というのを積み重ねていないとどうやれば適正にできるかっていうのは蓄積されないので、両方が必要ではないかと。自治体はそれぞれの選管で一所懸命やってるところもありますので、自治体の方でできる限り良い実践例を積み重ねていくというのが一方にある。それがあるので、統一的基準として全体的な水準も上がっていくと。そういう方向で実務も含めて考えるのが良いん

ではないかという風に私は思うんですけどもね。

片木淳：はいどうぞ、石川さん。

石川公彌子：選挙公報なんですけれども、これ配付しきれないっていう問題がなんで出てくるのかっていう理由の一つが、多分実務上の問題があると思うんですけれども、特に地方議会選挙なんかだと選挙期間が一週間しかないんですよね。でも告示日に原稿を立候補の時に届出をしてって形になっていてそこから紙データでちゃんと原稿を作っていってから印刷なので時間かかるんですよ。期日前投票がこれだけ広まっているのに選挙公報が期日前投票所に配付されるのが木曜日ぐらいなのでもう結構多くの方が誰が出てるか分からないけどとりあえず期日前に行ってきましたみたいな状況になっているんですね。選挙公報、これだけ身の回りが電子データ化されているのになぜ選挙公報を紙で写真と原稿を別々に事前審査をした上で出して、そこから大きな原稿を作って印刷するっていう何十年も前のシステムになっているのかっていうのは、かなり疑問で。こちらは結構データはコンピューターで作っているのを一々それを紙に落として提出するっていう手間がかかったりするので、これはもっと電子データを活用して選挙公報の原稿を提出して速やかに印刷にかけるとか間に合わなければ期日前投票所にタブレットを置いて見られるようにするとか、何かそういう形でもう少し改善できれば時間がなくて配りきれないとか、そういうミスもなくなってくるのかなっていうのはちょっと思うので、そちら辺りもご検討いただければなと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。先程来出てますように原因を究明してどういう実情にあってこういうおかしなことが起こってるのかっていうところも十分検討しなきゃいかんというご指摘だったと思います。岡﨑さん、すいません。何かありましたらどうぞご発言なさってください。

岡﨑晴輝：太田さん、ありがとうございます。基本的に異論はありません。田舎に住んでいますと、選挙立会人にすごく大きな問題を感じていて東京じゃあんまり感じないかもしれないんですけれども田舎だと町内会の会長さんが見てるんですよね、立会人として。すごくプレッシャーを感じるんですよね。大抵町内会の会長さんは保守系の議員を応援していて投票の際に前でニコッとしているから、ここを何とか変えたいなという風に常々思っているんですね。他の投票所で立会人をするのは問題ないと思いますし、ただ現状だと町内会長のプレッシャーってのがあると。そこもできれば変えて欲しいなっていう風に思っています。以上です。

片木淳：はい、ありがとうございました。透明性というかね。しかし選任ですからある一定の決められた手続に従って選任しておりますので中々難しい点はあろうかと思いますけども、そういう透明性の問題も一つの課題だということで受け止めさせていただきました。

今日市民の方でもうひと方お見えですけど、発言がもしあれば。

傍聴者 C：こういう市民の審議会が行なわれているっていうことに対して民度が問われてるって私は思っています。もっと活発に論議の内容をネットでみなさん見て欲しいと。我々

ひとりひとりの主権者であるという立ち位置を市民がこういう風に監視しなければ、あるいは是正しなければならないというような形に置かれているという危機的な問題があるんだろうという共通の認識を持っていただくことが必要だろうと思っているんですが、確かに 50%レベルの民度の低さを私は今香港のあり方を見ても自分たちの主権者としての基本的な立ち位置と同じように投票行動というものは、主権者は国民であるということ、これを再度若い人たちも年を取った方も、自分たちの投票行動について今問われているんだろうと。そのことをちゃんともっと共有する必要があろうかなと思ってます。みなさんの審議会の内容はネットで時々拝見しておりますけれども、本当に切ないほどの民度の劣化を私がまだ目が黒いうちに解消できればなと。色んな課題がたくさんありすぎて日々時間が割けないですけれども、みなさんのご尽力には深く敬意を表しております。私も横浜から来ましたけれども、もっとこういう審議会に多くの市民が駆けつけて来ないといけないんだろうと思うぐらいにみなさんのご尽力に唯唯頭が下がるという思いをしております。良い議論を聞かせていただいてありがとうございます。

片木淳：ありがとうございました。それでは、どうぞ。

丸井英里：事務局の丸井でございます。ネットの方からも今のご意見いただいたように、今回ちょっとホームページの方にも前回の要旨をアップしたところ、こんなに良い議論をしていることがもっと伝わる広報をするべきだっていうご意見をいただいて、私たちのマンパワー不足でそれができていないのを大変もったいなく思っており、今後更にみなさんに、こうやって今日も傍聴多かったんですけれども、伝えていく必要があるなと思いました。あと、今日多分いらした方はこの会議はオープンな会議なだけで、とりあえず傍聴はオープンにしているけれども、みんなでわいわいがやがや会議ができるっていう会議ではないということをもう少しきちんと言ってかなきゃいけないなと思いました。まずは進めて答申を作って行くということが第一義であってというところがないと、折角来ていただいたのにご不満を持っていかれたら申し訳ないなと。逆に今度そういう会議をする場を作るっていうのもどうかなと。広く語り合う場を作るっていのもどうかなって思いました。

片木淳：はい、ありがとうございました。今日の反省も含めまして、また運営は考えていきたいと思います。それでは時間が段々なくなってまいりましたので、今の選挙管理実務の課題、これについては色々議論が出ましたので最終答申に書くとすればどこら辺りにどう嵌めて、国民意思の反映とか色々ありましたけども、そして文章としても色々ご議論が出ましたのでもう少し詰めて書いていただくということにさせていただきたいと思います。

あとは目的規定（事務局）。目的規定について議題にしたいと思います。よろしくお願いします。

城倉啓：先程来お話しありがとうございます。そのある種続きになりますので。先程坪郷さんからご指摘いただいた、この公職選挙法の目的規定 H という資料の元々の大元は国際人権規約、B 規約、そして憲法 21 条の表現の自由、この辺りではなかろうかというご指摘がありました。ですので、ただ私が読んだところ、読んだところというか一市民としてパッと

読んで、「そうなんですか」と。「そこはよく分かりません」というような気持ちもあります。もっとそこを書いていっても、国際人権規約のこととか、政治的表現の自由がいかに大事なのかというようなことなんかを、もっと打ち出して 2017 年に来たデイビット・ケイさんという特別報告者が指摘したように「人権規約 B に反しているぞ、あなたたちの公職選挙法は」と。この指摘をテコにしたりして、自由で楽しい選挙というのをもうちょっと分かりやすく、市民に分かりやすい目的規定にしたらどうかなという思いを持ちました。

先程言ったとおりです。公選法、政治資金規正法、政党助成法の目的規定。全て特別刑法なので罰則が付いているので並行事例になると思いますので。文言でもよく似てますよね。「民主政治の健全な発達」ていうのがよくよく出てくるものですから。あんまりこれを、ある第１条をいじるというよりも、加えていくみたいな発想の方が安全なのかなという風にも思いました。「但し書き」、「なお書き」、あるいは「1 条の２」などをやっていった方が良いのではないかなともちょっと思っています。大体そんなところでみなさんの活発なご議論をよろしくお願いいたします。

片木淳：ちょっと私からお聞きしたいのは、この三つ議論して欲しいということだろうと思いますけども、この三つの法律の目的規定を事務局としては二期答申で最初の辺り、どうなってましたかね、さっき「まえがき」のところでちょっと触れるんでしたかね。そこを教えてください。

城倉啓：事務局といたしましては「まえがき」の後の「自由と公正のバランス」の「１－１」に、目的規定を入れるということと、それと公選法の目的規定のみが対象であって、政治資金規正法・政党助成法は、これ参考資料として今日議論の足しになればと思ってくっつけているだけのことでございます。

片木淳：メインは公職選挙法の第１条ということですね。とりあえずはね。

城倉啓：おっしゃる通りです。

片木淳：はい。それで「自由と公正のバランス」というのにひっくくっちゃうとちょっと書きにくいかもしれんのですな。

城倉啓：もし書きにくいとなればどうぞ、かなり大きい議論ですのでくくっちゃった時に問題が出るなというのはありえますので、ここでの１番の前にもう一個１番を作って順次２番、３番に下げるというようなこともありえるし、「はじめに」のところで全部書いちゃうっていうやり方もあるだろうし、その辺りを教えていただければ。

片木淳：ちょっと今申し上げたのは、さっき坪郷さんからもご議論があったように目的規定について市民とか国民主権とかいう観点を入れていくということになります。その観点からこの下の選挙運動の規制撤廃とか上限規制とか、こういうものを入れていくとなると、そういう理念と言いますか、目的、哲学の点は、自由と公正のバランスっていうので収まるのかどうか。もっと違う角度からも、ズバッと。バランスじゃないんだと。こっちを強調するというような感じになるかもしれないと思うんで、ここはなおちょっと議論をしないといかん点ですかね。はい。

城倉啓：おっしゃる通りだと思います。一番最初に片木代表がおっしゃったような哲学的なるもの、理念的なるものっていうこともおっしゃってますので、自由と公正のバランスでは入りきらんというご判断であればもうちょっと前に出すか、何か工夫が必要であろうと思います。

片木淳：今の点含めてどうぞどなたからでもご意見を。

坪郷實：私も「自由と公正のバランス」という言い方はちょっと変えた方が良いのではないかというように思うんですね。そもそも公職選挙法の選挙運動規制っていうのは、どちらかと言うと公正の観点を前面に出す形で自由の側面を結果としては選挙の自由というのがなくなるというような結果になったわけですよね。その時に、基本はやはり選挙の自由というのがまず保障されるという点を確認することが今回の議論の方向としては、まずは重要ではないか。それは同時に主体の側で言うと選挙する側だけではなくて市民の側も含めた主体の観点を、あるいは国民主権という言い方をするのかって、ちょっとこの辺は議論が必要かも分からないですけども、そういう観点を入れてまずは、自由を強調しすぎるとという問題が起こるかも分からないんですけれども、まず第一のポイントではないかと思うんですね。議論の中では当然自由と公正という問題は、当然出てくると思うんですけれども、まずは第一は自由だという、これは議論するために、そういう力点の置き方があるのではないかという風に発言したいと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。余談になりますけれども、丸井さんのところで供託金訴訟やって、私もちょっとお手伝いしたんですけども、5 月 24 日に東京地裁の、私らは不当な判決だと言っているんですけども、詰めが甘いと、粗雑だと、こういう批判をしてますけどもね。今控訴審に上がりまして一期答申でももちろん詳しく書いてありますけれども、供託金についても憲法 15 条あるいは 14 条あるいは 44 条ですね、国民が選ぶと、財産等によって差別してはいけないという規定に対して違憲じゃないかと、憲法違反じゃないかと。こう言っております。ですからそういう供託金問題も含めて憲法に書いてある理念がどうなってるのかと。公職選挙法によってかなり歪められているんじゃないかという視点も必要だと思うんですよね。だから今ご議論のあった目的規定の辺りを人権規約やら表現の自由やら、あるいは主権者原理やら、色んなもの入れて市民の立場入れて、言うは易く文章は中々難しいかもしれませんが今後それを詰めていく必要があるだろうなという風に思っております。石川さん、何かありますか。

石川公彌子：そうですね。坪郷先生のご意見と重なってしまうんですけれども、やっぱり国民主権ていうことをもう少し強調して主権者として誰もが当事者だということと、民主政治を発展させるということが国民にとってメリットがあるんだっていう、そういう理念というものをもう少しバーンと出したいなという感じはあるんですね。この法律の目的って書いてある、長々と一文で書いてあるんですけれども、現行の規定だとこれは誰を主語にして書いてるのっていうのが分からないわけですよ。そこをもう少し明確にして、国民全員、主権者として無縁のことじゃないんだと。国民にとってメリットがあるんだよってことを

もう少し分かりやすい形で入れたいなっていうのが私の願望ですね。

片木淳：はい、ありがとうございました。それではこれは引き続きまた今後も、あまり時間がありませんけども具体的文章によって議論をしていきたいと思います。それではその他何かありますか。なければ目的規定の議論は、今日は抽象的段階ですけれども、終わりたいと思います。はい、どうぞ。

傍聴者 A：二点ですけれども。一つは私この政党助成金についての規定っていうのは非常に現在政党助成金というのは悪しき法律で悪しきお金に使われてるっていう風にしか思えない。非常に限定された人だけが過大なお金を取得しているということで、もしこういうのを出すんならば税金に対して何パーセントとか、最低でも規定をそういう風にしなければならないと思いますし、政党でなければ受けられないっていうことが今政党政治そのものの欠点みたいなものがたくさん出ていますので、この政党助成金の法律そのものを根本から考えていくことが必要なんじゃないかっていうことを思います。

それから先程坪郷さんのおっしゃっていた自由と公平ということですが、同時に私は参政権の規定がきっちりやっぱり必要なんじゃないか。そうじゃなければ先程の宇都宮さんの供託金のあれなんかも参政権がちゃんと行使されない、そういったことに関係してきますのでね。そういう観点をきっちり出すことが必要なんじゃないかって気がしますね。

片木淳：はい、ありがとうございました。お考えをお聞きしましたのでそれも踏まえながら今後も検討していきたいと思います。それでは大体そういうことでよろしければ次の、最後の議題。今後の工程表につきまして城倉さんの方からお願いします。

城倉啓：はい。G はいつも書き換えられ、とうとう第 12 案という、もうずっと案のまま終わるんだろうなという感じですけれども、小直ししながらやっております。目的規定について今日ご意見を伺いまして、ありがとうございました。罰則、あと選挙管理実務も今日お話をさせていただきました。二枚目にちょっと初出のものがあるので説明させていただいて、第二期答申の書き方というのが真ん中辺りに 2 ページ目にあるんですけれども、これは今までの話をまとめると、これが「条文レベル」のもの、「方向性レベル」のもの、「アイディアレベル」のものなのかなと思うので確認していただきたいと思うんです。

条文レベルで行けるのは目的規定を上げようと、これは第一期からの宿題ですので。長さ的には大丈夫だろうと思うんですね。それと選挙手続、必要な選挙手続はこれ。つまり立候補の届出日と投票の日、これはあるわけですから。複数案になるかもしれません、その日数については。ですけれども条文レベルで行けるのかもしれないなという含み。できなければ方向性レベルにします。請願法につきましても、これはもう市民政調が作っているものがありますので、条文で行けるのではと。

方向性レベルのものは今日お話しありました坪郷委員からの罰則規定もある意味カチッとやらない方が良いというお話でした。それと立候補後選挙活動費用、これ鍵括弧をつけてもらって良いですか。「立候補後選挙活動」、ここまでが鍵括弧です。なぜかと言うと我々が作り出している概念だからです。「立候補後選挙活動」費用の上限規制と公費負担。これは

小林委員であります。国民投票法も山口委員がお話しなさった時に確認しましたけれども、カチッと条文ではなくて方向性だと。それと政党助成法、これは最初アイディアレベルだったわけですけれども、前回三木代表のお話を聞いていたらこれは方向性まで出せるんじゃないかということです。

アイディアで言及してくれと言われたのが大山委員にお願いしていた国会審議、国会会期の問題、これはどこかで触れると。具体的に言うと「今後の展望」のあたりで触れて欲しいと前回のお話では出てました。なので、ちょっと書き落としていますが右側のページの展望のところに「国会の改革も必要だよね」ということですね。そして抽選制についてのアイディアを岡﨑委員が熱心におっしゃってくださってますし、審議の中では地方議会であるとか、参議院がそもそもの案ではあったけれども、地方議会であるとか、あるいは海外ではこうしているとか、こういったアイディアの話をしてもらうというのも良いのではないかと思って今回新しくここに入れています。

これを頭の隅に置いていただいて右側の目次立てを考えておりました。先程の議論はあるけれども、ここで書き落としていたことをまず先に申し上げると先程の「国会改革」は「今後の展望」に入れるというようなことですけれども、あるいは、この答申を出した目的というのを「はじめに」の部分で書いて欲しいと小林幸治委員が言っておられますので、それが上手く書き込めるようにと思います。あるいは坪郷委員からも「目的規定について自分もちょっと考えてみたい」というような意見が前回あったので、今日お話いただいているので含まれているのかなと思っていますが、そんなところが書き落としている部分でありました。

それで、どうしましょう。今日ご意見があったので前回まで書いていた主権者教育が「今後の展望」に書いていなかったんですよ。これを書き落としていたことにお話を伺っていて気づきました。市民性教育というか大人になっても、子どもだけじゃなくて大人になっても大事だよねっていうことで「今後の展望」にやっぱり主権者教育を書くというのは私たちも大事だなと思いますので、これ書き落としだと思って理解してください。

それで鍵括弧を付け忘れたのが、１－３にある「立候補後選挙活動」、ここも鍵括弧が必要でございます。あとは２－４のところに「抽選制導入の可能性」というのが初出ですけれども入れているのは先程言った理由でございます。最後の資料をくっつけるところに「第一期答申の骨子」というのが８ページ立てでありましたので、これも載せた方が良いんじゃないかってことで前回には入っていなかったこの資料のところですね。それと事務局としてはできれば最初のところ、ごめんなさい前後して、「はじめに」のところでイメージ図を入れて今回第二期答申がどういう位置で何を目指しているのかと見開き図で分かるような形にして、なるべく無関心である人・初めて読む人に興味を持ってもらって読んだ後も読み進めていくように、読み続けていって、「ああ選挙制度一緒に考えよう」ってなるような、そんなことを思ってのことでございます。ご意見いただければと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうぞ何でもご議論あればどうぞ。ではよろしいですかね。今日のところはこういうぐらいの概略の流れの感じの補足説明も含めてありま

したので、今後この形で。この日程表のご説明は、今までの流れだということですね。この日程に従って今の内容を書いていくというような感じですよね。ちょっとご説明をお願いいたします。

城倉啓：日程表の一番カガミのところで一個確認なんですけれども「1907」とある 7 月 26 日になるんですけれども、ここに作業部会が提出する。作業部会というのは 3 名の共同代表の方々プラス小林幸治委員・坪郷委員ですけれども、この方々の案として「立候補後選挙活動」費用の上限規制と公費負担、政党助成法、これが出ると。ですから 6 月の末を目処にしてそれぞれご担当されている部分で、最初の部分は小林幸治委員、政党助成法の部分は三木代表ですけれども、メールでこの 5 人の方々がお話をして固めて提案をするっていう手筈を考えています。7 月の中旬ぐらいまでメール稟議をしてということをご承認というか、お含みおき下さい。

あとご担当なんですけれども、3 ページ目のところを見ていただいて、まだ目的規定を誰が書くかというのは分からないところがあるんですけれども、理念・哲学的なもの。分かってるところから申し上げますと、１－２のところ、「選挙運動期間撤廃と必要最低限の選挙手続」、これは小林幸治委員にお願いしようと思っております。今までの流れから。そしてその下の１－３もそうです。この二つ。「必要最低限の罰則規定」に関しましては坪郷委員にお願いしたいと思っております。「政党助成法の改正」につきましては三木代表にお願いしたいと思っております。「請願法改正」につきましては小林幸治委員にお願いしようと思っております。「国民投票法の改正」は山口委員にお願いしようと思っております。そして今日ご承認いただければですが、「抽選制導入の可能性」につきまして岡﨑委員にお願いしたいと思っているんですが、岡﨑さんいかがでしょうか。

岡﨑晴輝：はい、結構です。

城倉啓：ありがとうございます。その具体の内容につきましては、今話したレベルのことはありますけれども、段々に煮詰まっていけば良いと思っていますし、どこの日程に入れるかというのもご相談を後でさせていただきたいと思っております。

あと折角石川委員がいらっしゃるんで「何か書く」みたいなことを言っていただけると助かるとは思っているんですけれども。それぐらいがこの日程の感じです。

片木淳：選管の話はどうなりますか。

城倉啓：選管の話をどこに入れるか。そしていつ話すかというのは、太田さんどうしましょう。

太田光征：どうしましょうね。さっき申し上げたように別に罰則規定をしようっていうのが主眼ではありません。とにかく実務上これが良いというものを各選管やあるいは中央でも総務省でも積み上げていければそれで良いので、書き方としては方向性でもアイディアレベルでも色んな書き方で結構だと思いますので、ただこれ選挙管理実務をやっぱり結構改善していく必要があるんだということぐらいは、どこかで書いてもらえれば良いなと思っているんで、じゃあどうしましょうかっていうことですけど。

城倉啓：使い勝手が良いのは「今後の展望」なんですけれども。
太田光征：うん。まあどこでも良いんですよね、だからね。
片木淳：段取り的にはどうですか、8 月あたりの請願制度と国民投票、これはもう大体出来上がってますわな。だからこの辺にお願いする、一ヶ月二ヶ月くらいあるんで、お願いできればここへ今おっしゃったような割にガチっとはしていない今後の方向性みたいな文章になるんですかね。
城倉啓：方向性レベルのところで「今後の展望」に入れるような感じで太田さんにその部分を書いていただくと。それが代表おっしゃっていたのは 8 月、8 月っておっしゃってましたか。はい、8 月。それで良いですか、太田さん。
片木淳：はい、ではそういうことにさせていただきまして、一応今日予定していました議題は終わりまして、時間も大体 5 時になるところですけれども、他に何か。
城倉啓：最後に宣伝だけちょっと、今日チラシを持ってくるのを忘れたんですけれども、ぜひここで傍聴の方もいらっしゃるので宣伝させてください。6 月 30 日の午後 1 時半から 4 時という時間です。6 月 30 日、日曜日なんですけれども、恵比寿ガーデンプレイスという場所。恵比寿駅のすぐ近くです。直結しています。たいへん広い会場で目標 1,000 人集めるぞという集会で、JC、東京青年会議所の主催する公開討論会。参議院選挙前の公開討論会、いつもやっているやつですね。8 人ぐらいの代表、立候補者等政党から派遣された者たちが来て公開討論会。公開討論会の時間は 14 時半から 85 分間です。14 時半から 16 時 55 分が公開討論会なんですが、とうとう私共 JC に共催団体でとりプロが入ることができまして、私も一問言わせていただけるんですよ。あと団体の紹介も 1 分、質問の時間も 1 分。みんあで練りまして、「1 分でどういう有効なのがやれるか」と。○×を一個かませたりとかして。1 分ずつ政党・政治家が答えるみたいな、そういう場面があるので、14 時半からもし良かったらお越しいただいたり、あるいはその前からでも色々楽しい企画ができてますので、よろしくお願いしたいと思います。またとりプロホームページでも、もうすでにシェアしてるかな、出したいと思います。共催団体ですから何ら問題ないので。すみません、そんな形なのでよろしく委員の方々も来ていただければなと思います。
片木淳：はい、ありがとうございました。それでは、他に発言も無いようですのでこれで今日の会議は閉じたいと思います。どうもご苦労様でした。ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。岡﨑さん、ありがとうございました。
岡﨑晴輝：ありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕